

日身連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
発行人 阿部 一彦
東京都豊島区目白3丁目4の3
デアダンクビル4階
TEL 03-3565-3399(代)
FAX 03-3565-3349
https://www.nissinren.or.jp
Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)
年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

社保審で指針の見直しはじまる

10月20日(月)、第151回となる
標題の会議が開催され、阿部一彦
会長がWEBにて参加されました。
第149回より議題が「障害福祉計
画及び障害児福祉計画に係る基本指
針の見直しについて」となりました。
そこで今回は、基本指針の見直
しがなぜ必要かについて考えたい
と思います。

基本指針は、障害者総合支援法の
第87条に規定されています。この法
律の正式名称は「障害者の日常生活
及び社会生活を総合的に支援する
ための法律」です。基本指針とは、こ
の法律に規定されているさまざまな
施策である「障害福祉サービス」
「相談支援」「都道府県・市町村が行
う地域生活支援事業」「自立支援給
付」など今後の方針を意味します。
この方針は、障害者にとってより良
い支援にするため、生活実態や環境
の変化など事情や社会情勢に合っ
たものでなくてはなりません。
国(厚生労働省)は3年ごとに基
本指針を見直し、都道府県・市町村

はそれを踏まえて「障害福祉計画」を策定し
ます。2006(平成18)年の障害者総合支
援法成立時が第1期、
現在は2024(令和
6)年から第7期にあ
たります。工程は表1
のようになります。
障害者部会の資料
より、基本指針を見
直すポイントの一つ
「障害福祉サービ
スの地域差について」
どのように考えるか
見ていきたいと思います。
基本指針を決
めるにあたり地域差
をどのように考える
か、障害者部会の資
料では6点説明され
ています。あまりな
じみのないことばや
表現がありますので
注意書きを太字で示
しました。ご参考に
してください。

表1【計画策定に係る工程】	国	都道府県・市町村
国 (社会保険審議会障害者部会) …3年に1回、計画開始の2年前に 基本指針の見直し	第6期 見直し	第7期 見直し
都道府県・市町村 …3年ごと、計画開始の1年前に 障害福祉計画等の作成	第6期 計画	第7期 計画
	障害福祉計画第5期	第6期
		第7期
		第8期

※計画開始年の前年に国が告示として示し、都道府県、市町村がそれを基にそれぞれ計画を作る必要があるため、
2年前から議論が始まる ※障害児福祉計画については説明を省略

◆地域差を是正する際の基本的な考え方について

① 障害者等の地域生活を支援するた
め、あらゆる地域において、必要な障害
福祉サービス・障害児福祉サービスが提
供されるよう、引き続き、障害福祉サー
ビス等の「均てん化」を図る必要がある。
(※注「均てん化」とは地域格差をなくし、
誰もが等しく(標準的な)サービスを受
けられるようにすること。平準化、均一
化と同義。)

② そのため、市町村・都道府県において
「基本指針」に基づき「障害福祉計画」「障
害児福祉計画」を作成し、地域の実情に
即して総合的かつ計画的にサービス提
供体制の確保を図っている。(※注「地
域の実情に即して」とは①では地域格
差を是正する、としながら地域の実情に
即する、と相反する意味になるのではと
思います。社会保険全般が公費(税金)
で賄われている以上、特定の自治体だけ
が財政的に優遇されることがあっては
ならないという立場から考えると、地域
の格差はできるだけ解消しなければなら
ず、利用者からすれば県境、市境によ
って受けられるサービスの質と量が違
うことは権利を阻害されているのでは
ないかという立場から地域の実情を勘
案することは当然のことと言えます。)

③ その際、利用者のニーズに対して必
要なサービスの供給が追い付いていな
い地域においては、引き続きサービス
提供体制の整備を図る必要がある。
④ また、高齢化・人口減少が進む中で、
特に中山間・人口減少地域において、地
域の需要に応じたサービスを維持・確保
するための提供体制の整備の推進を図
る必要がある。

⑤ 一方で近年、市町村・都道府県が障
害福祉計画等に定める「障害福祉サービ
ス等の種類ごとの必要な量の見込み」を
上回り、サービス提供量が増加し続け
ている地域もあり、多くの事業者が参
入し、また人材確保が喫緊かつ重要な
課題となっている中で、利用者のニー
ズに合致した障害福祉サービス等の提
供を行うことが重要である。(※注「障
害福祉サービス等の種類ごとの必要な
量の見込み」とは。2024(令和6)年
度の報酬改定から人数換算をする際に
はサービスの提供時間に基づいて計算
されています。例えば7時間のサービ
スを1人の利用者に行うことを1人分
とすると、5時間以上7時間未満のサ
ービス：利用者1人あたり0.75人、
5時間未満のサービス：利用者1人あた
り0.5人。このように理論的に決めた
数値を基にして計算して求められたサ
ービスの量が必要量です。)

⑥ 障害福祉サービス等は、給付費がほ
ぼ全額公費でまかなわれている制度で
あること、国費に係る自治体間の公平
性の観点なども踏まえれば、一定程度、
地域差を是正することが重要である。
(※注「一定程度」とは。①で言ってい
る地域格差の是正よりは②で言ってい
る地域の実情を勘案すべきとの主旨で
ある。④では現在の日本にある地域の
問題点が書かれているので、なにがな
んでも地域格差是正ではない、一定程度
(程度問題)であると読み取れます。)

地域差というのは、自治体差ともいえ
ます。2027(令和9)年度から2029
(令和11)年度までの第8期の障害福祉計
画の基本指針の内容がどのようになるの
か今後も注目していきたいと思えます。